

横浜市雇用対策協定

横 浜 市

神 奈 川 労 働 局

横浜市雇用対策協定

横浜市（以下「市」という。）及び神奈川労働局（以下「局」という。）は、横浜市における雇用対策の推進に当たり、以下のとおり「横浜市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結する。

（取組内容等）

第1条 市及び局は、市における生活保護受給者や生活困窮者、障害者、女性、若年者、新規学校卒業者等の雇用に関する施策の実施にあたり、当該施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、密接な連携・協力を図るものとする。

2 市及び局は、前項に掲げる事項が確実に推進されるよう、各事項について、できるだけ共通の目標を設定するよう努めるものとする。

（市と局の協議の場）

第2条 市及び局は、前条に掲げる雇用対策の取組の強化を図るために、雇用対策運営協議会（以下「協議会」という。）を設置し、次条に掲げる施策の推進方策等を協議するものとする。

2 協議会の構成員は、市、局の関係部署の担当部長・課長等及び横浜・戸塚・川崎・横浜南・港北各公共職業安定所の所長とする。

3 協議会は、前条に掲げる施策についての実績把握、検証及び改善方策について協議するために、原則として、毎年度2回開催するものとする。

4 協議会の事務局は、局職業安定部に置く。

5 協議会に係る詳細は、別途定めることとする。

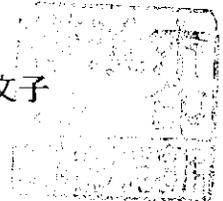
（その他）

第3条 この協定は、必要に応じ見直すこととする。

2 上記に定めるもののほか、必要が生じた場合には、その都度協議を行うものとする。

平成 23年 1月 1日

横浜市 市長 林 文子



神奈川労働局長 及川 村

